

二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税
に関する取扱いの実施細則について

業務課長事務連絡（入1-6）
平成7年8月4日

標記のことについて、「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて」（平成7年8月4日蔵関第669号）の制定に伴う取扱いの実施細則は、下記によることとされたい。

なお、海上システム及び航空システムを利用して輸入（納税）申告される場合には、本事務連絡の記1、記3並びに記4の(2)及び(3)の規定にかかわらず、「海上運送貨物及び航空運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領（税関事務編・税関手続編）」により取り扱うこととする。

記

1. 輸入申告の方法

不当廉売関税に係る貨物の輸入申告は、「輸入（納税）申告書」（C-5020）を使用して行わせるものとし、次のとおりとする。

(1) 不当廉売関税は、申告書の中段のうち、第1欄の関税に関する欄に一般税率による関税に関する事項を、同欄の内国消費税に関する欄（印のある欄）に便宜、不当廉売関税に関する事項を、第2欄の内国消費税に関する欄（印のある欄）に消費税に関する事項を記載させるものとし、不当廉売関税に関する事項の記載要領は次のとおりとする。

イ.「

酒	石	消	

」の欄の

 の欄に

AD
×

 と記

載させる。なお、「AD」は、不当廉売関税を表すものとする。

ロ.「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位である「KG」を記載させる。

ハ.「正味数量」欄には、一般税率による関税の場合と同数量を記載させる。

ニ.「内国消費税課税標準額」欄には、一般税率による関税の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載させる。

ホ.「種類等・税率」欄には、適用する不当廉売関税の税率を記載させる。

ヘ.「内国消費税額」欄には、不当廉売関税額を邦価で円単位まで記載させ

る。

ト。「税額合計」欄には、右欄に不当廉売関税と記載し、左欄に不当廉売関税額（ただし、合計額は100円未満は切り捨てる。）を記載させる。

(2) 納付すべき不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領は次による。

イ。「納期限の延長に係る事項」欄中の「税」欄に「AD税」と記載させ、不当廉売関税に係る延長する税額を記載させる。

ロ。「延長しない税額欄」には、不当廉売関税額から納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載させる。

2. 不当廉売関税の端数計算

不当廉売関税の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。

(例)

一般税率による関税	(CIF 価格)	(税率)
←	14,782,265 円	2.8%
	$14,783,000 \text{ 円} \times 0.028 =$	413,924 円 (端数処理前)
	(端数処理後)	
←		413,900 円 (端数処理後)
		(納付税額)
不当廉売関税	(CIF 価格)	(税率)
	14,782,265 円	9.9%
	$14,783,000 \text{ 円} \times 0.099 =$	1,463,543 円 (端数処理前)
	(端数処理後)	
		1,463,500 円 (端数処理後)
		(納付税額)
消費税		(税率)
	↓	
	16,660,665 円	3%
	$16,660,000 \text{ 円} \times 0.03 =$	499,800 円 (端数処理前)
	(端数処理後)	
		499,800 円 (端数処理後)
		(納付税額)

3. 納付手続

不当廉売関税額は、「納付書」(C - 1010) を、一般税率による関税とは別に

作成させ、納付させるものとする。

なお、納付書の各片の余白部分に「AD」と朱書きさせ、不当廉売関税の納付であることを明確にさせるものとする。

4. 納期限延長の場合の取扱い

(1) 不当廉売関税の納期限を延長する場合の担保は関税に係る担保を使用することとなるので留意する。

(例)

(共通担保の場合)

(関税、消費税共通担保)

担保額	10,000,000 円	←	関税額	一般税率による関税額	413,900 円
引落額	2,377,200 円		不当廉売関税額	1,463,500 円	
<hr/>			(小計)	(1,877,400 円)	
担保残額	7,622,800 円		消費税額	499,800 円	
			合計	2,377,200 円	

(各税毎の担保の場合)

担保額	関税	5,000,000 円	消費税	5,000,000 円
引落額		1,877,400 円		499,800 円
<hr/>				
担保残額		3,122,600 円		4,500,200 円

(2) 延長税額確認票の取扱い

不当廉売関税に係る「延長税額確認票」(C - 1006)は、一般税率による関税とは別に提出させるものとし、延長税額確認票の各片の余白部分に「AD」と朱書きさせ、不当廉売関税の納付であることを明確にさせるものとする。

(3) 納期限延長税額の納付手続

イ. 不当廉売関税に係る「納付明細書」(C - 1005)は、一般税率による関税とは別に提出させるものとし、納付明細書の「延長された税額」欄中の「関税」の欄を「不当廉売関税」と訂正させ、不当廉売関税の納付明細書であることを明確にさせるものとする。

ロ．不当廉売関税に係る納期限延長税額の納付書は、一般税率による関税とは別に提出させるものとし、納付書の各片の余白部分に「AD」と朱書きさせ、不当廉売関税の納付であることを明確にさせるものとする。

5．還付請求があった場合の取扱い

- (1) 「不当廉売関税還付申請書」が提出された場合において、受理担当官は、当該申請書の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官以外の職員が受理担当官である場合は統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。
- (2) 統括審査官は、受理した申請書を、支署、出張所にあつては輸入総括部門の統括審査官又は輸入総括事務を担当している統括審査官を經由して、本関の輸入総括部門の統括審査官に送付する。
- (3) 本関の輸入総括部門の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該申請書1通（添付書類を含む。）を関税局業務課を經由して大蔵大臣へ送付するものとする。